

子の氏の変更許可の申立てについて

はじめに

子が、父又は母と氏を異にする場合（父母が婚姻中の場合を除く。）には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます（民法791条1項）。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。15歳未満の子は親権者が、15歳以上の子は子ども本人が手続をする必要があります（申立書式も異なりますのでご注意ください）。

1 必要書類（全部そろえてから申し立ててください。）

(1) 戸籍謄本（戸籍記録の全部事項証明書）

①子が、現在入っている戸籍謄本

②子が、これから入ろうとする親の戸籍謄本

※転籍など、離婚後に戸籍が動いている場合は下の（注）をご覧ください

(2) 申立書（記入例に従い、戸籍の文字どおり、正確に楷書で書いてください。）

(3) 収入印紙…子1人につき 800円分

(4) 郵便切手

【即日審判希望の場合】…不要。ただし、即日審判の要件を満たし、午後3時まで（7月21日から8月末までは午前11時まで）に受付番号札を引いた上、1～2時間お待ちいただける方に限ります。

【郵送申立または窓口申立で即日審判以外の場合】

- ・15歳未満の子…人数にかかわらず 110円×3枚
- ・15歳以上の子…子1人につき 110円×3枚

2 窓口申立てをされる方は、申立書を記入されましたら、受付入口横の発券機から受付番号札を引いてお待ちください。

3 申立てを受けた家庭裁判所は、申立てについて審理するために申立人に対して一定の事柄を書面で照会したり、場合によっては直接事情をお尋ねしたりすることがあります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。

(注)

※ 戸籍は、子と親権者の方が同籍していたときから現在の戸籍までつながっていることが必要となります。

例えば、離婚によって、親権者の方が戸籍「A」を作成したあと、さらに、別の場所に転籍し戸籍「B」を作成した場合、申立ての際には、「A」、「B」両方の戸籍が必要となります。

※ 以上は大阪家裁本庁における説明です。大阪家裁堺支部や岸和田支部へ申し立てる場合には、取扱が異なりますので、それぞれの支部へお問い合わせください。